【問い合わせ】
住民福祉課 保健福祉班　☎０８９３（４４）２１１１

各種福祉手当の制度を知っていますか

■特別児童扶養手当■

障害のある児童（20歳未満）を家庭で監護している人に支給します。

■受給者の要件

⑴父または母＝日本国内に住所があり、障害児を家庭で監護していること。

⑵父母以外の養育者＝障害児と同居して監護し、生計を維持していること。

※監護者の所得が一定以上ある場合は支給されません。

■児童の要件　日本国内に住所がある／障害を事由とする年金を受給していない／法令に定める障害の状態にある／児童福祉施設などに入所していない

■手当の額（児童１人当たりの月額）

１級…50,750円、２級…33,800円

■支給日　４、８、11月の各11日に前月分までの手当を支給（金融機関が休業日の場合は直前の営業日）

■障害児福祉手当・特別障害者手当■

「政令で定める程度の著しく重度の障害にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者」に対して支給します。

■受給者の要件

⑴障害児福祉手当　障害を事由とする年金などを受けておらず、福祉施設などに入所していないこと。

⑵特別障害者手当　障害者施設などに入所、または病院や診療所に入院していないこと。（継続して３カ月以上入院すると受給資格が消滅します）

※受給資格者・配偶者・扶養義務者に一定以上の所得がある場合は支給されません。

■手当の額（１人あたりの月額）

⑴障害児福祉手当　14,380円

⑵特別障害者手当　26,440円

■支給日　２、５、８、11月の各10日に前月分までの手当を支給（金融機関が休業日の場合は直前の営業日）

■児童扶養手当■

父母の離婚などにより父と生計を共にしていない児童を養育している人に支給します。

■受給者の要件　父母が離婚した児童／父が死亡した児童／父が重度の障害の状態／父の生死が明らかでない児童／父に１年以上遺棄されている児童／父が引き続き１年以上拘禁されている児童／母が婚姻によらないで懐胎した児童／父母ともに不明である児童

※これらの要件に該当しても、一定以上の所得がある場合は該当になりません。

■手当の額（月額）

9,850 ～ 41,720円（所得に応じて金額が変わります）

■支給日　４、８、12月の各11日に前月分までの手当を支給（金融機関が休業日の場合は直前の営業日）

医療費の助成制度を知っていますか

次の事項に該当する人が医療機関で診療を受けた場合、本人負担分（保険診療以外の一部負担金は除く）を町が助成します。

■母子家庭医療費助成■

■対象　母子家庭の母と児童／準母子家庭の祖母と孫・姉と弟妹／父母のいない児童

■資格条件　所得税が非課税で、生活保護を受けていない家庭

■助成期間

⑴母親＝申請日から子どもが20歳に到達した日（婚姻した場合は、婚姻した日まで）

⑵児童＝20歳未満（就職して社会保険の被保険者になっている場合は対象外）

※20歳を越えた場合でも、大学や高等専門学校などへ就学中の人や、重度の心身障害者の人は該当します。

※受給者証を持っている人は、毎年６月末の有効期限までに更新の手続きが必要です。

■申請に必要なもの　対象者の保険証／印鑑（認め印可）／児童扶養手当受給証書など資格条件を証明できる書類

■重度心身障害者医療費助成■

■対象　身体障害者手帳１級または２級の交付を受けている人／療育手帳判定Ａの交付を受けている人／療育手帳判定Ｂ（中度）および身体障害者手帳３～６級の、両方の交付を受けている人

■助成期間　申請日から（２年ごとに更新が必要です）

■申請に必要なもの　対象者の保険証／身体障害者手帳、療育手帳／印鑑（認め印可）

■乳幼児医療費助成■

■対象　内子町に住所があり、健康保険に加入している乳幼児

■助成期間　出生の日から就学前まで

■申請に必要なもの　対象者の保険証／印鑑（認め印可）